

# 低所得世帯に対する水道料金・下水道 使用料軽減申請のお知らせ

左表に掲げる適用要件に該当する低所得世帯で、町長に申請があったものを対象とし、平成29年7月分(8月納付)の料金から基本料金の2分の1の額について軽減します。

## 【決定方法】

申請書を受理後、内容を審査のうえ、承認・不承認通知

書により本人に通知します。軽減の申請があった日の属する月の翌月納付分から軽減されます。

## 【受付開始】

7月10日(月)～

## 【手続き(申請)方法】

次のものを持参し、各申請場所にて手続きを行ってください。

## 適用要件

下記(ア)または(イ)に該当する世帯であり、①～④の条件を満たす方が対象です。

- (ア) 満65歳以上の高齢者世帯および母子世帯等
- (イ) 世帯主が重度身体・心身・精神障がい者である世帯

- ①水道料金・下水道使用料に滞納がない。
- ②八雲町特定滞納者に対する行政サービスの制限を受けていない。
- ③当該年度の町民税について世帯員すべてが非課税である。
- ④世帯の収入額が限度額以内である。

### 【世帯状況により、前年の収入に対し限度額が適用されます】

世帯状況による収入限度額例(参考)

- ・65歳単身世帯 収入限度額 85万円
- ・65歳夫婦世帯 // 127万円

### 【注意】

※収入には、税法上非課税となっている障害年金等の収入や、収入限度額の1.2倍を超える預貯金、仕送り等も収入に含め計算されます。

※適用例以外については、お問い合わせください。

## 広報やくも広告募集中

- ①たて10.0cm×よこ17.0cm  
.....月額(町内業者)20,570円
  - ②たて5.0cm×よこ17.0cm  
.....月額(町内業者)10,280円
  - ③たて5.0cm×よこ8.5cm  
.....月額(町内業者)5,140円
  - ④たて5.0cm×よこ2.0cm  
.....月額(町内業者)1,540円
- 詳しくは、企画振興課協働推進係まで

# 戦没者等の「ご遺族の皆さまへ」 第十回特別弔慰金が支給されます

## 【特別弔慰金の趣旨】

戦後70周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

## 【支給対象者】

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助手」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人を対象となります。

- 1、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2、戦没者の子
- 3、戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

ります。

- 4、上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りません。

## 【支給内容】

額面25万円、5年償還の記名国債

## 【請求期間】

平成30年4月2日まで  
※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください

## 【問い合わせ先】

- ・住民生活課社会係  
☎0137-62-2112
- ・熊石総合支所住民サービス課  
☎01398-2-3111

